

先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新		旧	
別 表 代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表		別 表 代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表	
1 (略)		1 (略)	
2 前項の有価証券の種類、時価及び本所の定める率は以下のとおりとする。		2 前項の有価証券の種類、時価及び本所の定める率は以下のとおりとする。	
有価証券の種類	時価	時価に乘すべき率	有価証券の種類
日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 国債証券 (変動利付国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の97 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の95 f 残存期間30年超のもの 100分の94	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの
国債証券		(2) 変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の98 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の98 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96	国債証券
売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(3) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の98 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の98 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の96 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 f 残存期間30年超のもの 100分の90	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの
			金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)

政府保証債券	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の98 (2) 残存期間1年超5年内のもの 100分の98 (3) 残存期間5年超10年内のもの 100分の96 (4) 残存期間10年超20年内のもの 100分の96 (5) 残存期間20年超30年内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの <u>100分の93</u>	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の98 (2) 残存期間1年超5年内のもの 100分の98 (3) 残存期間5年超10年内のもの 100分の96 (4) 残存期間10年超20年内のもの 100分の96 (5) 残存期間20年超30年内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの <u>100分の94</u>
	金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券(注3)	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)			
アメリカ合衆国財務省証券		ニューヨーク市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の86 (2) 残存期間1年超5年内のもの 100分の86 (3) 残存期間5年超10年内のもの 100分の86 (4) 残存期間10年超20年内のもの 100分の84 (5) 残存期間20年超30年内のもの 100分の84 (6) 残存期間30年超のもの 100分の83	アメリカ合衆国財務省証券	ニューヨーク市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の85 (2) 残存期間1年超5年内のもの 100分の85 (3) 残存期間5年超10年内のもの 100分の85 (4) 残存期間10年超20年内のもの 100分の84 (5) 残存期間20年超30年内のもの 100分の83 (6) 残存期間30年超のもの 100分の83
地方債証券(注3)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の98 (2) 残存期間1年超5年内のもの 100分の98 (3) 残存期間5年超10年内のもの 100分の96 (4) 残存期間10年超20年内のもの 100分の96 (5) 残存期間20年超30年内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの <u>100分の93</u>	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の98 (2) 残存期間1年超5年内のもの 100分の98 (3) 残存期間5年超10年内のもの 100分の96 (4) 残存期間10年超20年内のもの 100分の96 (5) 残存期間20年超30年内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの <u>100分の94</u>
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)				
特殊債券(政府保証債券を除く。)(注4)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の97 (2) 残存期間1年超5年内のもの 100分の97 (3) 残存期間5年超10年内のもの 100分の95 (4) 残存期間10年超20年内のもの 100分の95 (5) 残存期間20年超30年内のもの 100分の93 (6) 残存期間30年超のもの <u>100分の92</u>	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の97 (2) 残存期間1年超5年内のもの 100分の97 (3) 残存期間5年超10年内のもの 100分の95 (4) 残存期間10年超20年内のもの 100分の95 (5) 残存期間20年超30年内のもの 100分の93 (6) 残存期間30年超のもの <u>100分の93</u>
	社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)(注3)(注4)	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)			

円貨建外国債券（金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）（注3）（注4）	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の84 (2) 残存期間1年超5年内のもの 100分の84 (3) 残存期間5年超10年内のもの 100分の82 (4) 残存期間10年超20年内のもの 100分の82 (5) 残存期間20年超30年内のもの 100分の80 (6) 残存期間30年超のもの 100分の79
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	

(略)

(注) 1～6 (略)

3 (略)

円貨建外国債券（金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）（注3）（注4）	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の83 (2) 残存期間1年超5年内のもの 100分の83 (3) 残存期間5年超10年内のもの 100分の81 (4) 残存期間10年超20年内のもの 100分の81 (5) 残存期間20年超30年内のもの 100分の79 (6) 残存期間30年超のもの 100分の79
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	

(略)

(注) 1～6 (略)

3 (略)

付 則

この規則は、平成25年2月12日から施行する。

取引所外国為替証拠金取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新		旧	
別 表 代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表		別 表 代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表	
1 (略)		1 (略)	
2 前項の有価証券の種類、時価及び本所の定める率は以下のとおりとする。		2 前項の有価証券の種類、時価及び本所の定める率は以下のとおりとする。	
有価証券の種類	時価	時価に乘すべき率	有価証券の種類
日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 国債証券 (変動利付国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の97 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の95 f 残存期間30年超のもの 100分の94	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの
国債証券		(2) 変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の98 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の98 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96	国債証券
売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(3) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の98 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の98 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の96 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 f 残存期間30年超のもの 100分の90	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの
			金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)

政府保証債券	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の98 (2) 残存期間1年超5年内のもの 100分の98 (3) 残存期間5年超10年内のもの 100分の96 (4) 残存期間10年超20年内のもの 100分の96 (5) 残存期間20年超30年内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの <u>100分の93</u>	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の98 (2) 残存期間1年超5年内のもの 100分の98 (3) 残存期間5年超10年内のもの 100分の96 (4) 残存期間10年超20年内のもの 100分の96 (5) 残存期間20年超30年内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの <u>100分の94</u>
	金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券(注3)	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)			
アメリカ合衆国財務省証券		ニューヨーク市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の86 (2) 残存期間1年超5年内のもの 100分の86 (3) 残存期間5年超10年内のもの 100分の86 (4) 残存期間10年超20年内のもの 100分の84 (5) 残存期間20年超30年内のもの 100分の84 (6) 残存期間30年超のもの 100分の83	アメリカ合衆国財務省証券	ニューヨーク市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の85 (2) 残存期間1年超5年内のもの 100分の85 (3) 残存期間5年超10年内のもの 100分の85 (4) 残存期間10年超20年内のもの 100分の84 (5) 残存期間20年超30年内のもの 100分の83 (6) 残存期間30年超のもの 100分の83
地方債証券(注3)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の98 (2) 残存期間1年超5年内のもの 100分の98 (3) 残存期間5年超10年内のもの 100分の96 (4) 残存期間10年超20年内のもの 100分の96 (5) 残存期間20年超30年内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの <u>100分の93</u>	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の98 (2) 残存期間1年超5年内のもの 100分の98 (3) 残存期間5年超10年内のもの 100分の96 (4) 残存期間10年超20年内のもの 100分の96 (5) 残存期間20年超30年内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの <u>100分の94</u>
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)				
特殊債券(政府保証債券を除く。)(注4)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の97 (2) 残存期間1年超5年内のもの 100分の97 (3) 残存期間5年超10年内のもの 100分の95 (4) 残存期間10年超20年内のもの 100分の95 (5) 残存期間20年超30年内のもの 100分の93 (6) 残存期間30年超のもの <u>100分の92</u>	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の97 (2) 残存期間1年超5年内のもの 100分の97 (3) 残存期間5年超10年内のもの 100分の95 (4) 残存期間10年超20年内のもの 100分の95 (5) 残存期間20年超30年内のもの 100分の93 (6) 残存期間30年超のもの <u>100分の93</u>
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)				
社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)(注3)(注4)						

円貨建外国債券（金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）（注3）（注4）	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の84 (2) 残存期間1年超5年内のもの 100分の84 (3) 残存期間5年超10年内のもの 100分の82 (4) 残存期間10年超20年内のもの 100分の82 (5) 残存期間20年超30年内のもの 100分の80 (6) 残存期間30年超のもの 100分の79
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所（注1）における最終価格（注2）	

（略）

（注） 1～6 （略）

3 （略）

円貨建外国債券（金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）（注3）（注4）	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の83 (2) 残存期間1年超5年内のもの 100分の83 (3) 残存期間5年超10年内のもの 100分の81 (4) 残存期間10年超20年内のもの 100分の81 (5) 残存期間20年超30年内のもの 100分の79 (6) 残存期間30年超のもの 100分の79
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所（注1）における最終価格（注2）	

（略）

（注） 1～6 （略）

3 （略）

付 則

この規則は、平成25年2月12日から施行する。

信認金代用有価証券に関する規則の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新		旧	
別 表 代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表		別 表 代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表	
1 (略)		1 (略)	
2 前項の有価証券の種類、時価及び本所の定める率は以下のとおりとする。		2 前項の有価証券の種類、時価及び本所の定める率は以下のとおりとする。	
有価証券の種類	時価	時価に乘すべき率	有価証券の種類
日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 国債証券 (変動利付国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の97 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の95 f 残存期間30年超のもの 100分の94	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの
国債証券		(2) 変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の98 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の98 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96	国債証券
売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(3) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の98 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の98 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の96 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 f 残存期間30年超のもの 100分の90	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの

政府保証債券	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の98 (2) 残存期間1年超5年内のもの 100分の98 (3) 残存期間5年超10年内のもの 100分の96 (4) 残存期間10年超20年内のもの 100分の96 (5) 残存期間20年超30年内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの <u>100分の93</u>	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の98 (2) 残存期間1年超5年内のもの 100分の98 (3) 残存期間5年超10年内のもの 100分の96 (4) 残存期間10年超20年内のもの 100分の96 (5) 残存期間20年超30年内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの <u>100分の94</u>
	金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券(注3)	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)			
アメリカ合衆国財務省証券		ニューヨーク市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の86 (2) 残存期間1年超5年内のもの 100分の86 (3) 残存期間5年超10年内のもの 100分の86 (4) 残存期間10年超20年内のもの 100分の84 (5) 残存期間20年超30年内のもの 100分の84 (6) 残存期間30年超のもの 100分の83	アメリカ合衆国財務省証券	ニューヨーク市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の85 (2) 残存期間1年超5年内のもの 100分の85 (3) 残存期間5年超10年内のもの 100分の85 (4) 残存期間10年超20年内のもの 100分の84 (5) 残存期間20年超30年内のもの 100分の83 (6) 残存期間30年超のもの 100分の83
地方債証券(注3)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の98 (2) 残存期間1年超5年内のもの 100分の98 (3) 残存期間5年超10年内のもの 100分の96 (4) 残存期間10年超20年内のもの 100分の96 (5) 残存期間20年超30年内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの <u>100分の93</u>	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の98 (2) 残存期間1年超5年内のもの 100分の98 (3) 残存期間5年超10年内のもの 100分の96 (4) 残存期間10年超20年内のもの 100分の96 (5) 残存期間20年超30年内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの <u>100分の94</u>
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)			
特殊債券(政府保証債券を除く。)(注4)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の97 (2) 残存期間1年超5年内のもの 100分の97 (3) 残存期間5年超10年内のもの 100分の95 (4) 残存期間10年超20年内のもの 100分の95 (5) 残存期間20年超30年内のもの 100分の93 (6) 残存期間30年超のもの <u>100分の92</u>	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の97 (2) 残存期間1年超5年内のもの 100分の97 (3) 残存期間5年超10年内のもの 100分の95 (4) 残存期間10年超20年内のもの 100分の95 (5) 残存期間20年超30年内のもの 100分の93 (6) 残存期間30年超のもの <u>100分の93</u>
	社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)(注3)(注4)	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)			

円貨建外国債券（金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）（注3）（注4）	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の84 (2) 残存期間1年超5年内のもの 100分の84 (3) 残存期間5年超10年内のもの 100分の82 (4) 残存期間10年超20年内のもの 100分の82 (5) 残存期間20年超30年内のもの 100分の80 (6) 残存期間30年超のもの 100分の79
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所（注1）における最終価格（注2）	

（略）

（注） 1～9 （略）

3～13 （略）

円貨建外国債券（金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）（注3）（注4）	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の83 (2) 残存期間1年超5年内のもの 100分の83 (3) 残存期間5年超10年内のもの 100分の81 (4) 残存期間10年超20年内のもの 100分の81 (5) 残存期間20年超30年内のもの 100分の79 (6) 残存期間30年超のもの 100分の79
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所（注1）における最終価格（注2）	

（略）

（注） 1～9 （略）

3～13 （略）

付 則

この規則は、平成25年2月12日から施行する。

業務方法書の取扱いの一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新		旧	
別表 代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表		別表 代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表	
1 業務方法書第14条第3項及び第4項に定める本所が適當と認める有価証券の種類並びに本所が定める時価及び率は以下のとおりとする。		1 業務方法書第14条第3項及び第4項に定める本所が適當と認める有価証券の種類並びに本所が定める時価及び率は以下のとおりとする。	
有価証券の種類	時価	時価に乘すべき率	有価証券の種類
日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 国債証券（変動利付国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の97 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の95 f 残存期間30年超のもの 100分の94	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの
国債証券	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(2) 変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の98 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の98 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 (3) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の98 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の98 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の96 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 f 残存期間30年超のもの 100分の90	国債証券
売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの (3) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の98 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の98 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の96 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 f 残存期間30年超のもの 100分の92	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)

政府保証債券	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の98 (2) 残存期間1年超5年内のもの 100分の98 (3) 残存期間5年超10年内のもの 100分の96 (4) 残存期間10年超20年内のもの 100分の96 (5) 残存期間20年超30年内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの <u>100分の93</u>	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の98 (2) 残存期間1年超5年内のもの 100分の98 (3) 残存期間5年超10年内のもの 100分の96 (4) 残存期間10年超20年内のもの 100分の96 (5) 残存期間20年超30年内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの <u>100分の94</u>
	金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券(注3)	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)			
アメリカ合衆国財務省証券		ニューヨーク市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の86 (2) 残存期間1年超5年内のもの 100分の86 (3) 残存期間5年超10年内のもの 100分の86 (4) 残存期間10年超20年内のもの 100分の84 (5) 残存期間20年超30年内のもの 100分の84 (6) 残存期間30年超のもの 100分の83	アメリカ合衆国財務省証券	ニューヨーク市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の85 (2) 残存期間1年超5年内のもの 100分の85 (3) 残存期間5年超10年内のもの 100分の85 (4) 残存期間10年超20年内のもの 100分の84 (5) 残存期間20年超30年内のもの 100分の83 (6) 残存期間30年超のもの 100分の83
地方債証券(注3)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の98 (2) 残存期間1年超5年内のもの 100分の98 (3) 残存期間5年超10年内のもの 100分の96 (4) 残存期間10年超20年内のもの 100分の96 (5) 残存期間20年超30年内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの <u>100分の93</u>	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の98 (2) 残存期間1年超5年内のもの 100分の98 (3) 残存期間5年超10年内のもの 100分の96 (4) 残存期間10年超20年内のもの 100分の96 (5) 残存期間20年超30年内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの <u>100分の94</u>
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)				
特殊債券(政府保証債券を除く。)(注4)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の97 (2) 残存期間1年超5年内のもの 100分の97 (3) 残存期間5年超10年内のもの 100分の95 (4) 残存期間10年超20年内のもの 100分の95 (5) 残存期間20年超30年内のもの 100分の93 (6) 残存期間30年超のもの <u>100分の92</u>	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の97 (2) 残存期間1年超5年内のもの 100分の97 (3) 残存期間5年超10年内のもの 100分の95 (4) 残存期間10年超20年内のもの 100分の95 (5) 残存期間20年超30年内のもの 100分の93 (6) 残存期間30年超のもの <u>100分の93</u>
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)				
社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)(注3)(注4)						

円貨建外国債券（金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）（注3）（注4）	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の84 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の84 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の82 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の82 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の80 (6) 残存期間30年超のもの 100分の79
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	

(略)

(注) 1～6 (略)

2～11 (略)

円貨建外国債券（金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）（注3）（注4）	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の83 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の83 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の81 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の81 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の79 (6) 残存期間30年超のもの 100分の79
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	

(略)

(注) 1～6 (略)

2～11 (略)

付 則

この取扱いは、平成25年2月12日から施行する。